

造船業関係業務

管内造船事業場数

令和3年4月1日現在

局別 \ 区分	A	B	C				合計
			鋼船専業	鋼木兼業	木船専業	計	
本局	4	4	10	3	4	17	25
東京	0	0	2	6	1	9	9
川崎	0	0	1	1	0	2	2
千葉	0	4	3	1	1	5	9
鹿島	0	0	2	1	0	3	3
茨城	0	0	1	0	0	1	1
計	4	8	19	12	6	37	49

注) 1. 区分Aは、総トン数10,000トン以上の造修能力の設備を有する事業場。

区分Bは、造船法第2条及び第3条の設備を有する事業場であって、区分A以外の事業場

区分Cは、小型船造船業法適用の設備を有する事業場。(ただし、区分A及びBに含まれるものを除く)